

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー「公開プロセス」(結果)

No.	事業名	評価結果	とりまとめコメント
①	・災害対策の総合推進調整に必要な経費	事業全体の 抜本的改善4 事業内容の改善2	予算の執行状況が適切であるということが必ずしも明確でないのではないか。 (廃止すべきとする意見2名あった。)
②	・犯罪被害者等施策推進経費	事業内容の改善4 事業全体の 抜本的改善2	地方自治体等の体制整備が重要であり、中長期的なビジョンを持って府省、地方との関係を全体見直していくべき。
	・交通安全対策推進経費	事業全体の 抜本的改善3 事業内容の改善3	総合調整という内閣府の役割が施策全体においてどの程度のものなのかが不明確。主管省庁、地方自治体との役割分担も考慮した見直しが必要。
③	・特定地域再生計画の推進に必要な経費	事業全体の抜本的改善	補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると思われる事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(廃止すべきとする意見3名あった。) なお、事務整理上の問題としてレビューシート記入上「重複排除」概念整理をする必要がある。
④	・独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費	事業内容の改善	法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われる。

事業番号 0138

(事業名) 災害対策の総合推進調整に必要な経費
(担当部局) 政策統括官 (防災担当)

—公開プロセスでの評価結果—

<評価結果> 事業全体の抜本的改善 4、事業内容の改善 2

<取りまとめコメント>

予算の執行状況が適切であるということが必ずしも明確でないのではないか。
(廃止すべきとする意見 2名あった。)

<外部有識者の評価>

- | | |
|--------------|----|
| イ 事業全体の抜本的改善 | 4名 |
| ロ 事業内容の改善 | 2名 |
| ハ 現状通り | 0名 |

<外部有識者のコメント>

- ・省庁横断的防災対策という要素と予算スケジュールに重ならない突発的防災対策に対する各省庁共通財源という要素が混在しているように思う。
前者は一定の予算額を見込むことが可能であり、事業を2区分することで不用額(原則突発対応から発生)の合理的説明も可能になる。
- ・予算があるから事業を考える…になっていないか。
- ・出張旅費が多い中で、この出張がどれほど意味があるのか、その説明責任を果たすべき
- ・行政事業レビューを予算に反映させる好事例だと思う。
- ・このプログラム(施策)の意味・機能は何か。この点を国民にどのように説明するのか。予算を減らされた場合に予想されるマイナスのインパクトなど説明上の工夫については、検討の余地はないか。
- ・制度の仕組みについての説明上(個別事業内容ではなく)の工夫が必要ではないか。
- ・廃止すべき
事業執行の実態を見ても緊急性、省庁横断性も十分見られない。
必要であれば、補正予算、予備費にて対応すべき。

- ・ 予算の執行において緊急性、省庁横断性を判断する仕組みが確保されない限り廃止。
- ・ 他省庁の調査費等、予備費、補正予算で十分対応であり、他省庁から見て便利なサイフとして使われてしまう可能性がある。事業内容も他省庁及び同じ内閣府の他事業と同じものがあるにも係わらず、重複排除欄に記入されていない。内閣府として実施すべき事業としての必要性が乏しい。抜本的改善が必要である。

事業番号 0089、0088

(事業名) 犯罪被害者等施策推進経費、交通安全対策推進経費
(担当部局) 政策統括官(共生社会政策担当)

—公開プロセスでの評価結果—

犯罪被害者等施策推進経費

<評価結果> 事業内容の改善4、事業全体の抜本的改善2

<取りまとめコメント>

地方自治体等の体制整備が重要であり、中長期的なビジョンを持って府省、地方との関係を全体見直していくべき。

<外部有識者の評価>

イ 事業全体の抜本的改善	2名
ロ 事業内容の改善	4名
ハ 現状通り	0名

<外部有識者のコメント>

- ・事業目的の重要性は当然に肯定されるべきものであるが、現状具体的効果を上げ得る施策に至っていない。ブロックごとの研修開催等の事業にあったが、より自治体との距離を物理的にもつめ(i.e. 接触頻度を増やし)自治体の意識向上を図って頂きたい。
- ・将来的には自治体へ移管すべき。
- ・地方公共団体職員に対する研修は、国でやる必要があるのか疑問。白書作成に限定すべきではないか。
- ・適切なアウトカム指標になっていない可能性がある。本来は、地方自治体にて行われるべき事業である。但し、白書の作成は国の事業として必要であるとはいえ、内閣府の事業である必要性は小さい。従って、事業の規模の縮小という意味で「事業内容の改善」とする。
- ・施策目的から事業実施に異を唱えることの難しい分野であり、しかるが故にマンネリズムに陥りやすい。
- ・施策の効果の検証スキルを磨くべきであり、また、施策の内容を随時変えることも必要と思う。

- ・最終的にこの施策を将来どのような形に落ち着かせたいのか。そのイメージが見えない中で事業をレビューしても「節約」程度の話しかできない。
- ・そろそろ内閣府の手から離しても良いのではないか。
- ・地方公共団体の窓口の対応体制を整備充実させることが目的であるとするなら、現在の方法は最適な方法なのか。他の手法は取りえないのか。
- ・地方公共団体関連の予算が不足している、ということはないのか。
- ・地方公共団体の体制を整備していくという観点からいえば、違う取り組みへの切り替えも必要となるのではないか。
- ・都市部と都市部以外では対応を変えるべきではないか。

交通安全対策推進経費

<評価結果> 事業全体の抜本的改善 3、事業内容の改善 3

<取りまとめコメント>

総合調整という内閣府の役割が施策全体においてどの程度のものなのかが不明確。主管省庁、地方自治体との役割分担も考慮した見直しが必要。

<外部有識者の評価>

- | | |
|--------------|----|
| イ 事業全体の抜本的改善 | 3名 |
| ロ 事業内容の改善 | 3名 |
| ハ 現状通り | 0名 |

<外部有識者のコメント>

- ・施策目的から事業実施に異を唱えることの難しい分野であり、しかるが故にマンネリズムに陥りやすい。
- ・施策の効果の検証スキルを磨くべきであり、また、施策の内容を随時変えることも必要と思う。
- ・調査研究やフォーラム、作文コンクールなどの「成果」は、いかなる形で測定、評価できるのか。説明責任が求められる中で、そろそろ丁寧に考えるべき時期であろう。
- ・（政府全体の総合調整を行う）内閣府がやる必要はないのでは。法律にあるという説明は弱い。
- ・交通ボランティア等に関する制度は安定的に運用されているのか。
- ・今度、中長期的に見た場合、交通ボランティア等を安定的に運用するためには何が必要なのか。
- ・都市部と都市部以外では対応を異なるのではないか。

- ・事業内容の多くの部分は自治体特有の事情に関わる部分であり、本事業自体は大幅に予算額カットの上、移せる部分は又は移すべき部分は自治体への移管を図るべき。
- ・警察の本来業務であると考えられる。警察庁や地方がどうしてもできない部分を除き、廃止。
- ・アウトカム成果指標が適切に設定されておらず、この成果指標ならば既に目的達成となり、この事業自体必要ない。
- ・本来は地方自治体の事業ではないか。但し、白書の作成事業については、国の事業として必要であるとはいえ、それが内閣府の事業である必要性は小さい。従って、事業規模の縮小という意味で「事業内容の改善」とする。

事業番号 0031

(事業名) 特定地域再生計画の推進に必要な経費
(担当部局) 地域活性化推進室

ー公開プロセスでの評価結果ー

特定地域再生計画の推進に必要な経費

＜評価結果＞事業全体の抜本的改善

＜取りまとめコメント＞

補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(廃止すべきとする意見3名あった。)

なお、事務整理上の問題としてレビューシート記入上「重複排除」概念整理をする必要がある。

＜外部有識者の評価＞

- | | |
|--------------|----|
| イ 事業全体の抜本的改善 | 6名 |
| ロ 事業内容の改善 | 0名 |
| ハ 現状通り | 0名 |

＜外部有識者のコメント＞

- ・補助目的があいまい過ぎるように見られる。バラマキの批判も避けられないように思われるものだが、しかも補助事業者に不満が残っている状態である。
- ・本来の目的とするアウトカムをまず識別し、効果測定をスキームに組み込むべき補助金の有効活用に関するエビデンスを国民に示す必要がある。
- ・地域再生のノウハウを引き出し、情報共有を進めることにより、全体としての再生を促進することにフォーカスすべき。
- ・施策に関する責任体制の整理が必要と思われる。事業の成果・効果の説明もまた、その責任・役割のあり方を踏まえて行われるべき。
- ・マネジメントサイクルの本体は、計画をつくり、実施し、安定的にその便益を享受すべき立場の各自治体、NPO等の側にあるのではないか。その点を深掘りするべきではないか。(自治体にとっては自治事務の筈)

- ・ 廃止すべき

- 基本的に自治体の役割

- 事業の重複も十分に説明されておらず事業の必要性について納得し難い。特に地域活性化総合特区においては、同一自治体も選定されており事業の区分が十分されているとは言い難いのではないか。

- モデル事業とする必要性、効果も不明。

- ・ 目的の類似した事業が多数あり、必要性が認められない。典型的なバラマキ事業のように見える。廃止すべし。

- ・ 法律、手段が異なれば、別の事業であるという認識では困る。他省庁でも同じ目的の事業がなされており、重複は存在する。また、成果指標は適切とは言えない。本来、地方自治体が行うべき事業であり、国、特に内閣府が関わる必要性に乏しい。以上より「事業全体の抜本的改善」とするが、廃止すべきと結論づける。

事業番号 0118

(事業名) 独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費
(担当部局) 大臣官房公文書管理課

－公開プロセスでの評価結果－

<評価結果> 事業内容の改善

<取りまとめコメント>

法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われる。

<外部有識者の評価>

- | | |
|--------------|----|
| イ 事業全体の抜本的改善 | 2名 |
| ロ 事業内容の改善 | 4名 |
| ハ 現状通り | 0名 |

<外部有識者のコメント>

- ・行政文書的なものと歴史文書では保管・利用目的が違うのではないかと。両方を同じ視点で扱ってよいのか疑問に思う。
- ・法律上のミッションはあるにしても公文書館のあり方を部内で検討することは必要なのではないか。
- ・アウトカムを明確にし、アウトカム達成のための仕組みを検討する必要がある。
- ・利用の促進を図ることもミッションに含まれるのであれば、利用者に対するアンケート等工夫すべき。
- ・(デジタルアーカイブ閲覧の) サービス提供について、有料化(利用者負担)が合理的なものを識別する必要があるのではないかと。
- ・内閣府側の公文書管理政策についての政策責任と、実施機関たる公文書館の責任は異なるものと思われる。その役割分担については、いっそう明確化していくべきではないか。
- ・内閣府側の役割・責任にフォーカスを当てた説明のあり方を検討ありたい。
- ・利用の促進については、受益者負担のあり方もあわせて検討すべきではないか。

- ・ 文書利用の有料化について再度前向きに検討すべき。
- ・ 立地についても利用実態（デジタル化）を見ながら竹橋本館の縮小も検討すべき。
- ・ アジア歴史資料センターとのシステム統合を進めるなど、より一層の効率化を図る必要がある。閲覧事業から収益を得ることを本格的に検討し、デジタル化の進展とともに本館を地方移転することも検討事項に加えるべきではないか。
- ・ 本来、アウトカム指標としては閲覧者数、デジタルアーカイブアクセス数が成果目標として掲げられるべきであり、現在の活動指標はアウトプット指標に過ぎず、評価方法の改善が必要である。閲覧によるデジカメ利用についても手数料を取って事業収入を得ることが出来る様、働きかけをしてゆくべきである。閲覧回数の多い資料を選択して東京におき、他の資料は他の地域へ移転することが全体のコストを圧縮することができる。事業そのものを否定するわけではないが、コスト圧縮努力は必要である。